

意見書

令和5年4月23日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 増田悦子

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号)の改正案及びその解説の改正案に関し、別紙の通り意見を提出します。

該当ページ	該当する記載	意見
	全体について	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正案及びその解説の改正案に賛成いたします。</p> <p>特定利用者情報の適正な取扱いについて解説の改正案において、詳細に示されたことから特定利用者情報の規律の対象となる事業者(海外事業者も含む)においては、改正案に則った適正な取扱いをお願いしたい。また、対象とはならない事業者においても、規律を遵守することが望ましいと記載されていますので、同様に適正な取扱いをお願いしたい。</p> <p>電気通信サービスについては、技術の進歩が急速なことから、利用者の安心・安全を確保するためには、関係者において今後も改正法について不断の見直しを行っていくことが必要と考えます。</p>
P56 6-2	情報取扱方針	<p>情報取扱方針の公表については、利用者にとって分かり易い場所に分かり易い表示が必要です。特に、利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所等の連絡先、また、あらかじめ特定利用者情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるように記載していただきたい。</p>